



裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成23年10月6日付け、平成23年11月4日付けおよび平成24年1月11日付け（3件）で提起のあった、**市**福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき平成23年9月27日付け**第9689号**、平成23年10月27日付け**第9885号**、平成23年11月25日付け**第10080号**、平成23年11月28日付け**第10120号**および平成23年12月26日付け**第10182号**で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

平成23年10月6日付け審査請求

主文

本件処分を取り消す。

平成23年11月4日付け審査請求

主文

本件処分を取り消す。

平成24年1月11日付け審査請求

主文

本件処分を取り消す。

平成24年1月11日付け審査請求

主文

本件処分を取り消す。

平成24年1月11日付け審査請求

主文

本件処分を取り消す。

理由

1 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分については、収入申告書が正当に取り扱われていない。また、収入額が法に基づいて算出されておらず、 に直接関係する経費のみの収入認定は違法である。

2 認定事実および判断

(1) 認定事実

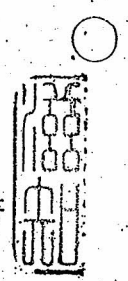
審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年10月6日付け審査請求

平成23年9月21日 審査請求人の8月分収入申告書を処分庁が受理。

平成23年9月27日 処分庁が、10月分保護変更決定を行う。

平成23年10月6日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。



平成23年11月4日付け審査請求

平成23年10月26日 審査請求人の9月分収入申告書を処分庁が受理。

平成23年10月27日 処分庁が、11月分保護変更決定を行う。

平成23年11月4日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

平成24年1月11日付け審査請求

平成23年11月25日 処分庁が、12月分保護変更決定を行う。

平成24年1月11日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

平成24年1月11日付け審査請求

平成23年11月25日 審査請求人の10月分収入申告書を処分庁が受理。

平成23年11月28日 処分庁が、12月分保護変更決定を行う。

平成24年1月11日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

平成24年1月11日付け審査請求

平成23年12月19日 審査請求人の11月分収入申告書を処分庁が受理。

平成23年12月26日 処分庁が、1月分保護変更決定を行う。

平成24年1月11日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

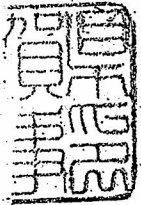
(2) 判断

本件処分は、審査請求人が自営業のために購入した各種用品について、収入を得るための必要経費であるとして実費控除を求めたのに対し、処分庁が一部これを認めなかったというものであり、処分庁による必要経費の認定が正当なものであったかが争点となるので、この点について判断する。

被保護者に就労に伴う収入がある場合、その収入額は保護基準によって測定された需要の金額から控除されることになるが、収入の認定は保護の決定の基礎をなすものであるから、認定を行うにあつては、被保護者から提出された収入申告書の内容が客観的に妥当性を有するものかどうか保護の実施機関において十分に調査した上で、被保護者の生活の実態に即してこれを行わなければならない。具体的には、本件のように被保護者がサービス業を営んでいる場合においては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3-(1)-ウー(ア)により「その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行うこと」とされ、また「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8-1-(3)-アにより「前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、・・・サービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、・・・実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること」とされている。

以上のことを踏まえ本件について見てみると、まず、審査請求人の店舗は自宅と兼用となっているため、審査請求人が購入した各種用品についても事業用と私用に区分され、事業用として使用した分について必要経費として実費控除することになるが、処分庁は、審査請求人が自営業のために購入した各種用品のうち、**■**に直接かかわる経費のみを機械的、画一的に必要経費として認め、それ以外については必要経費として認めていない。確かに、必要経費として何が含まれ何が含まれないかを明確に区分することは容易ではないが、例えば審査請求人から挙証資料を提出させたり、家庭訪問したりすることにより、対象となる用品について個別に把握し、どこまでを事業用として使用しているかの調査を尽くした上で判断すべきところ、本件処分は審査請求人の個別の事情を十分把握してなされたものとはいえず、不当である。

よって以上のとおり、審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。



平成24年 3月29日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

